

○近江八幡市立幼稚園、小学校及び中学校の就学に関する規則

平成22年3月21日

教委規則第19号

改正 平成26年11月5日教委規則第9号

平成28年12月22日教委規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、近江八幡市立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の通学区を定めるとともに就学事務の完全実施を期することを目的とする。

(通学区)

第2条 「通学区」とは、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）が市立学校へ就学する一定の地理的範囲をいう。

(通学区域)

第3条 市立学校の通学区域は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定めのない地番の通学区域は、その都度近江八幡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

(住所変更の届出義務)

第4条 児童生徒の住所が変更されたときは、保護者は速やかにその旨を教育委員会に届出なければならない。

(現住地入学)

第5条 保護者がその子どもを市立学校に入学させるにあたっては、第3条の規定に従い保護者の現住する通学区域の市立学校に入学させなければならない。ただし、別に定める規定に基づく通学区域外の市立学校への入学についてはこの限りでない。

2 特別の事由により第3条に規定する通学区域の学校に入学することが著しく困難なときは、特に教育委員会の許可を得て通学区域外の市立学校に入学させることができる。

3 通学区域外の学校へ入学させる目的で家族の一部の住民登録を異動した者の入学は、一切これを認めない。

(学年途中転校)

第6条 児童生徒が学年の中途に他の通学区域に転出したときは、保護者は速やかに当該通学区域の市立学校に転校させなければならない。ただし、保護者は校園長に申出て教育委員会の許可を得た場合は学年度末まで転校を延期することができる。

(市立学校外の入学)

第7条 市立学校以外の学校で義務教育を履修させようとするときは、保護者は転入学させようとする校園長の転入学承認書を添えその旨を教育委員会へ届出なければならない。

(市外からの通学)

第8条 市内に居住しないものは、市立学校に入学することはできない。ただし、当該市町村の教育委員会の依頼のあったときは許可することができる。

(就学猶予及び免除手続)

第9条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する就学義務の猶予又は免除を受けようとするときは、保護者は医師の診断書又は彦根子ども家庭相談センター等の心理判定書を添え教育委員会に届出なければならない。

2 前項の届出に対し教育委員会が適当と認めたときは、県教育委員会の認可を受けて許可する。

付 則

この規則は、平成22年3月21日から施行する。

付 則(平成26年教委規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、「

武佐小学校

武佐幼稚園

」を「

武佐小学校

」に、改める改正規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

付 則（平成 28 年教委規則第 9 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

（平 26 教委規則 9 ・ 平 28 教委規則 9 ・ 一部改正）

| 学校名   | 通学区域   |
|-------|--|
| 八幡小学校 | 縄手町末、縄手町中、縄手町元、鍵之手町、慈恩寺町上、慈恩寺町中、慈恩寺町元、鍛冶屋町、新左衛門町、鉄炮町、生須町、薬師町、大工町、江南町、玉屋町、東畳屋町、西畳屋町、博労町上、博労町中、博労町元、永原町上、永原町中、永原町元、間之町、仲屋町上、仲屋町中、仲屋町元、為心町上、為心町中、為心町元、大杉町、宮内町、魚屋町上、魚屋町中、魚屋町元、新町 1 丁目、新町 2 丁目、新町 3 丁目、新町 4 丁目、玉木町 1 丁目、玉木町 2 丁目、正神町、小幡町上、小幡町中、本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目、本町 4 丁目、本町 5 丁目、池田町 1 丁目、池田町 2 丁目、池田町 3 丁目、池田町 4 丁目、池田町 5 丁目、板屋町、北末町、北元町、西元町、西末町、元玉屋町、佐久間町、日杉町、孫平治町 1 丁目、孫平治町 2 丁目、土田町（土田町字南田 1 3 6 番地から同 2 0 4 番地、同 2 6 6 番地から同 2 7 5 番地、土田町 1 3 4 5 番地、同 1 3 4 9 番地、同 1 3 5 1 番地、同 1 3 5 2 番地、同 1 3 5 3 番地、同 1 3 5 4 番地、 |

|                |  |
|----------------|--|
|                | 同 1 3 6 9 番地から同 1 3 7 6 番地を除く。)、中村町、宇津呂町、桜宮町、音羽町、出町、八幡町、船町、市井町、多賀町、北之庄町、新栄町、船木町 2 番地   |
| 八幡幼稚園          | 八幡小学校、島小学校の通学区域  |
| 島小学校           | 円山町、白王町、島町、北津田町、中之庄町、長命寺町、大中町、沖島島内を除く沖島町   |
| 沖島小学校<br>沖島幼稚園 | 沖島町（沖島島内に限る）   |
| 岡山小学校<br>岡山幼稚園 | 小船木町、加茂町、田中江町、牧町、元水茎町、大房町、船木町（船木町 2 番地を除く）、南津田町、津田町  |
| 金田小学校<br>金田幼稚園 | 上田町、鷹飼町、西本郷町、金剛寺町、杉森町、長田町、西庄町、浅小井町、南本郷町 1 丁目、南本郷町 2 丁目、南本郷町 3 丁目、若葉町 1 丁目、若葉町 2 丁目、若葉町 3 丁目、若葉町 4 丁目、若葉町 5 丁目、鷹飼町東、鷹飼町南、鷹飼町北、西本郷町東、西本郷町西                       |
| 桐原小学校          | 竹町、東町、池田本町、森尻町、若宮町、大森町、赤尾町、安養寺町、上野町、古川町、益田町、篠原町 1 丁目、篠原町 2 丁目、篠原町 3 丁目、緑町 1 丁目、緑町 2 丁目、緑町 3 丁目、緑町 4 丁目、柳町 1 丁目、柳町 2 丁目、柳町 3 丁目、川原町 1 丁目、川原町 2 丁目、中小森町の一部（県道八木、 |

東横関線から西の区域)に属する同町字上  
芦田 1 番地から同 1 7 番地、字二本木 1 8  
番地から同 3 2 番地、字下手場 3 3 番地か  
ら同 5 4 番地、字林田 5 5 番地 1、同 5 5  
番地 2、字徳利田 1 3 2 番地 1、同 1 3 3  
番地 1、同 1 3 6 番地 1、字小傳房 1 3 7  
番地から同 1 5 4 番地、字上二本木 1 5 5  
番地から同 1 6 5 番地、字下峯田 1 6 6 番  
地から同 1 9 1 番地、字上峯田 1 9 2 番地  
から同 2 3 3 番地、字石川 2 3 4 番地から  
同 2 4 4 番地、字力田 2 4 5 番地から同 2  
5 4 番地、字下樋 1 詰 2 5 5 番地から同 2  
6 5 番地、字江元 2 6 6 番地、同 2 6 7 番  
地 2、同 2 6 8 番地 1、字小呉 3 4 5 番地  
1、同 3 4 6 番地 1、字上樋 1 詰 3 4 7 番  
地から同 3 6 3 番地 2、字下東小森 3 6 4  
番地 1 から同 4 0 4 番地 2、字北出 4 0 5  
番地から同 4 6 9 番地、字西出 4 7 0 番地  
から同 4 9 1 番地、字東小森 4 9 2 番地か  
ら同 5 2 4 番地 2、字新出 5 2 5 番地 1 か  
ら同 6 4 1 番地、字上呉 6 4 2 番地、同 6  
4 3 番地 2、字五ノ坪 7 3 8 番地から同 7  
5 2 番地 2、同 7 3 6 番地 1、字堂ノ前 7  
5 3 番地から同 7 8 2 番地、字里ノ内 7 8  
4 番地から 7 8 8 番地、字前出 7 8 9 番地  
から同 8 3 2 番地、字奥野 8 3 3 番地 1 か  
ら同 8 7 6 番地 2、字寺前 8 7 7 番地から  
同 9 2 2 番地、同 9 2 3 番地から同 9 6 4

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p>番地 3、同 9 6 5 番地から同 9 8 2 番地<br/>3、同 9 8 3 番地から同 1 0 6 1 番地、宇<br/>森川 1 0 6 2 番地から同 1 2 2 4 番地 2、<br/>同 1 2 2 5 番地から同 1 2 3 1 番地、日吉<br/>野町の一部(日吉野町字下熱田 4 7 3 番地<br/>から同 4 7 8 番地)</p>   |
| <p>桐原東小学校</p> | <p>八木町、日吉野町の一部(日吉野町字下熱<br/>田 4 7 3 番地から同 4 7 8 番地を除く。)、<br/>堀上町、白鳥町、中小森町の一部(県道八<br/>木、東横関線から東の区域)に属する同町<br/>字林田 6 0 番地 1 から同 6 0 番地 7、同 6<br/>3 番地 1 から同 6 3 番地 6、同 6 4 番地 2<br/>から同 6 4 番地 3 6、字下柳 6 5 番地から<br/>同 9 3 番地、字下菅原 9 4 番地から同 1 1<br/>4 番地、字野入 1 1 5 番地から同 1 2 3 番<br/>地、字徳利田 1 2 4 番地 1 から同 1 2 4 番<br/>地 3 6、同 1 2 9 番地 1、字江元 2 6 7 番<br/>地 1、同 2 6 7 番地 4、同 2 6 7 番地 5、<br/>同 2 6 9 番地 1 から同 2 6 9 番地 3、同 2<br/>7 0 番地 4 から同 2 7 0 番地 2 5、同 2 7<br/>3 番地 1、同 2 7 3 番地 2、同 2 7 4 番地、<br/>字下六反 2 7 6 番地から 2 8 6 番地 2、字<br/>中菅原 2 8 7 番地 1 から同 3 0 7 番地 2、<br/>字苧上 3 0 8 番地 1 から同 3 2 6 番地 2、<br/>字上六反 3 2 7 番地 1 から 3 3 6 番地 6、<br/>字下呉 3 3 7 番地から同 3 3 8 番地 7、同<br/>3 3 9 番地 1 から同 3 3 9 番地 3、同 3 4</p> |

|                |   |
|----------------|---|
|                | <p>0番地、同341番地1から同341番地3、同342番地1から同342番地3、同343番地1から同343番地4、同344番地1、同344番地3、字上呉645番地から同651番地（支号を含む）、字十ノ坪652番地から同662番地、字八ノ坪663番地から同680番地24、字イヨト681番地1から同698番地、字切戸699番地2から同713番地6、字五ノ坪714番地から同725番地1、同726番地から同733番地、同733番地4、同733番地5、同734番地1、同734番地5、同735番地1から同735番地10、土田町字南田136番地から同204番地、同266番地から同275番地、土田町1345番地、同1349番地、同1351番地、同1352番地、同1353番地、同1354番地、同1369番地から同1376番地</p> |
| 桐原幼稚園          | 桐原小学校、桐原東小学校の通学区域   |
| 馬淵小学校<br>馬淵幼稚園 | 馬淵町、東横関町、千僧供町、東川町、倉橋部町、浄土寺町、上畑町、新巻町、長福寺町  |
| 北里小学校<br>北里幼稚園 | 江頭町、十王町、小田町、野村町、佐波江町、水茎町、丸の内町   |
| 武佐小学校          | 武佐町、野田町、友定町、西生来町、長光寺町、西宿町、御所内町、未広町  |

|                |  |
|----------------|--|
| 八幡中学校          | 八幡小学校、島小学校、沖島小学校、岡山<br>小学校の通学区域  |
| 八幡東中学校         | 金田小学校、馬淵小学校、武佐小学校の通<br>学区域   |
| 八幡西中学校         | 桐原小学校、桐原東小学校、北里小学校の<br>通学区域  |
| 安土小学校<br>安土幼稚園 | 安土町常楽寺・安土町上出・安土町香庄・<br>安土町慈恩寺・安土町中屋・安土町小中・<br>安土町上豊浦・安土町下豊浦・安土町桑実<br>寺・安土町宮津・安土町大中 |
| 老蘇小学校          | 安土町東老蘇・安土町西老蘇・安土町石寺・<br>安土町内野  |
| 安土中学校          | 安土町全域  |